

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三に基づく本市教育の大綱（以下、「大綱」という。）について、本会議において教育委員会と協議・調整のうえは、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）をもって大綱に代えることとしたい。

なお、現在の「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の計画期間終了後は、再度、総合教育会議において新たな大綱について協議・調整することとする。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（沙）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

京都市の教育に関する大綱について

- 改正地教行法第一条の三では、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。[下記（１）（２）参照](#)
- 一方、既に本市においては、市長が、徹底した市民参画のもと、教育施策も含めた本市市政運営の総合的な計画として、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」及びその「実施計画」を策定し、教育基本法第十七条第二項に基づく本市の教育振興基本計画と位置付けている。[下記（３）（４）参照](#)
- 上記「京プラン」は法第一条の三が求める大綱の趣旨を満たすものであると考えられることから、本市においては、本会議で教育委員会と協議・調整のうえ、「京プラン」をもって「京都市の教育に関する大綱」に代えることとしたい。
- また、「京プラン」の下位計画である「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」は「大綱」には位置付けないが、平成 27 年度中を予定している「実施計画の次期計画」の策定にあたっては、あらかじめ総合教育会議において協議・調整を尽くすこととしたい。

（１）「大綱」の策定について（改正地教行法第一条の三関連） [別紙 1 参照](#)

策定主体	地方公共団体の長（同条第一項）
策定主旨	○ 予算権限や条例提案権を持つ首長が「大綱」を定めることにより、福祉や地域振興などの一般行政と密接に連携させながら、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る（文科省通知）
策定内容	○ 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの（文科省通知） ○ 教育以外の、学術、文化、スポーツ等についてまで網羅的に記載する必要はない（文科省見解）
策定・公表手続き	○ 「大綱」を策定又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある（同条第二項） ○ 「大綱」を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない（同条第三項）
国・地方の教育振興基本計画との関係	○ 策定にあたっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しなければならない（同条第一項） ○ 既に地方教育振興基本計画を定めている場合、首長が総合教育会議において協議・調整のうえ、当該計画をもって大綱に代えることと判断すれば、別途新たに大綱を策定する必要はない。（文科省通知）

(2) 国の教育振興基本計画について（教育基本法第17条第1項関連） 別紙2参照

- 平成18年の教育基本法改正により、政府が「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項」について基本的な計画を定めることとされており、現在は第2期計画が平成25年6月に閣議決定されている。【計画期間：平成25年度～平成29年度】
- 今回の地教行法改正に伴う文科省通知では、国の第2期教育振興基本計画のうち、「大綱」の策定にあたり主に参酌すべきは、「第1部及び第2部のうち成果目標の部分」とされている。

(3) 本市教育振興基本計画について（教育基本法第17条第2項関連）

- 教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じた地方教育振興基本計画を定めるよう努めなければならない。（自治体により、策定主体が首長のケースも教育委員会のケースもある。）
- 本市では、教育施策の推進にあたり、子育て支援をはじめとする他の行政分野も含めた総合行政として施策を推進することが重要であると考え、下記(4)の「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の教育関連部分を、本市の教育振興基本計画と位置付けている。

(4) 「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」について 別紙3参照

- 平成23年度から10年間の京都の未来像と主要政策を明示する都市経営の基本となる計画。
- 計画期間は平成23年度から平成32年度。
- 単なる「行政計画」ではなく、市民と行政が共に汗を流して協働する「共汗型計画」。
- 政策の優先順位を明確にし、目標への道筋を示す「戦略的な計画」。
- 具体的な内容については別紙3参照。

(5) 「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」について 別紙4参照

- 基本計画に掲げた政策の実効性を確保するための下位計画。重点戦略及び行政経営の大綱を推進するための具体的な事業等を示している。
- 計画期間は平成24年度から平成27年度。
- 具体的な内容及び成果指標の達成度等については別紙4参照。

(6) 「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」の次期計画について

- 「実施計画」の計画期間が平成27年度末をもって終了することから、平成27年度中に、「京プラン」の計画期間の後半に当たる平成28年度から平成32年度までに本市が進める具体的取組を示す、「実施計画の次期計画」を策定する。
- 「実施計画の次期計画」の策定にあたっては、徹底した市民参画による手続きを重視するとともに、総合教育会議においても協議・調整を尽くし策定してまいりたい。